

第3分科会 2017年10月5日(木) びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール「淡海」8~10

琵琶湖がつなぐ人と生きものたち

～市民による生物多様性の保全と地域社会の実現をめざして～

1 琵琶湖の生物多様性の危機

琵琶湖は、内湖、湖東を中心に広がる水田、それらをつなぐ用水路や琵琶湖に流入する多くの河川、大阪湾に注ぐ淀川とともに琵琶湖・淀川水系を織りなし、水生生物をはじめとする多くの野生生物や近畿圏1400万人の命の源となっています。この豊かな自然は、人の手が適度に加わることで維持され、多様な生活や文化を育んできました。

しかし、ここ数十年の間に、湖岸改変や河川改修などで生物の生息・生育環境が悪化し、人の手が入らなくなった里地・里山は荒廃し、更にはオオクチバスなど外来種の定着、気候変動などによって生物多様性の危機が迫っています。

それは、滋賀県のみならず日本各地が抱える問題でもあります。

2 流域にわたる総合的な生物多様性の保全と管理

全ての生物はそれぞれの地域環境の中、直接・間接的につながり、バランスを保ちながら、その環境に応じた生態系を創り出しています。

ところが、これまでの保全策は、単に、保護区の設定や行為規制にのみ目が向けられがちでした。

しかし、琵琶湖をめぐる生物多様性の保全政策を考える上で最も重要なことは、琵琶湖(淀川)水系の流域全体を水循環の観点から捉えることです。

例えば、水質浄化には工場排水などの規制だけでなく、ヨシ原・河畔林の保全・再生、集水域の森林を適正管理し、富栄養化の発生源物質を抑制することも重要で、それは、洪水調節、渇水緩和、土壌浸食の防止などにもつながります。

本シンポジウムでは、多岐にわたる生態系サービスを将来的に享受し続けていくために、いかに生物多様性を保全・管理し、持続的に利用していくべきか、琵琶湖とその上流部の森林、沿岸域にある農地に至るまで、総合的な観点から自然環境政策と法制度について考察します。

3 生物多様性に根ざした持続的な社会経済活動

兵庫県豊岡市では、コウノトリの野生復帰を成功させましたが、それは単に絶滅種を復活させたということに止まりません。コウノトリが生息できる環境を創るため、

有機農法による稲作や冬季湛水(冬に田んぼに水を張る)を実施することで、餌となる魚が生息できる水田が維持できただけでなく、「コウノトリ育む農法」による付加価値のあるお米が誕生しました。

つまり、地域の人々の協働による野生復帰の取組みが、環境保全型農業を実現させ、生物多様性という恵みを活かしたブランドにより、地域経済の活性化につながったことにも意味があるのです。

本シンポジウムでは、環境創造型農業をはじめ、持続可能な森林管理、原発や化石燃料に頼らない持続可能なエネルギーの活用等、生物多様性の保全と地域経済の活性化のつながりについて考察します。

4 市民参加による生物多様性の保全と自律的な地域社会の実現

地域の特色やニーズ・実情に十分配慮した生物多様性の保全策を考えるためには、地域で自然と調和した生活を営むために培われてきた知恵や技を踏まえ、市民や企業など様々な主体が行政と対等な関係を保ちながら政策決定や活動に携わっていくこと、つまり、地域が主体となり、市民が実質的に参加することで自律した地域社会を実現することが不可欠です。

1992年の地球サミット(環境と開発に関する国際連合会議)以降、環境基本法や環境影響評価法が成立し、自然再生推進法では自然再生事業に際し「地域住民、特定非営利活動法人」の役割が強調され、生物多様性基本法や国家戦略、地域戦略の中でも、地域住民と行政との協働が謳われるなど、市民参加を意識した環境保全に関する法律の整備が進んできましたが、いまだ市民参加は充分ではありません。

地球サミットで採択されたりオ宣言の第10原則は、情報公開と意思決定過程への参加及び司法へのアクセスの必要性を提示しています。それを契機に成立し、環境問題における市民参加に関する国際基準となっているオーフス条約(1998年採択)に加入するとともに、国内法を整備し、さらには、市民参加を支援するための実効的な法制度について考えなければなりません。

市民と行政が対等な立場で地域社会の運営に携われる社会を実現するため、多くの市民の皆様と一緒に考えたいと思います。

是非、本シンポジウムにご参加ください。